



ご契約の際には「**ご契約のしおり・約款**」を必ずご覧ください。

- 「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読ください。

➔ PGF生命とこの商品について、お電話やホームページでご案内しています。



- 各種手続きやご契約内容の照会に関するお問い合わせ

PGF生命コールセンター **通話料無料** **0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

- 保険金等のご請求に関するお問い合わせ

保険金請求専用ダイヤル **通話料無料** **0120-56-4861**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)



PGF生命ホームページ **https://www.pgf-life.co.jp**

- この保険で適用される最新の諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。
- この保険の「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。

➔ 募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「がんばる終身」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「**がんばる終身**」はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「がんばる終身」の引受保険会社であるPGF生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さま、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

➔ 保険販売資格をもつ募集人について

- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。なお、三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に関し、確認を希望される場合は、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

この「重要事項に関するお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」の記載は、2023年4月現在のものです。各種お取り扱い等、将来変更されることがあります。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。**ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。**

(お問い合わせ、ご照会は)
募集代理店

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター〔保険〕
0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)
<https://www.bk.mufig.jp>

2023年4月現在(No.05683)

(ご契約後のご照会は)
引受保険会社

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
本社/〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

がんばる終身

保険金通増型終身保険(低解約返戻金型) / 無配当

万一のとき
がんのとき
安心へつながる
生涯のそなえ



重要事項に関するお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。 ご契約のお申し込みの際に重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いします。



この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

募集代理店

引受保険会社

MUFG 三菱UFJ銀行

PGF生命
ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

この保険の引受保険会社はPGF生命です。株式会社三菱UFJ銀行は、PGF生命の募集代理店です。

将来にそなえるために 生命保険を おすすめする 理由。

万一の主な原因は？
最も多いのが病気、
その中でも特に多いのが…

▼ 主な死因別死亡数の割合

1位

悪性新生物 26.5%

※ 厚生労働省「令和3年(2021年)人口動態統計(確定数)の概況」

人生の終わりを迎える理由は様々です。
現在、最も多い原因は「病気」であり、その
中でも「悪性新生物」が全体の3割弱を
占めています。

もし病気になったら…

もし病気にならなかったら…

あなたがそなえたいことに応えることが
できる保険をご提案します。

この保険の引受保険会社であるPGF生命
については36ページの「PGF生命について」
をご覧ください。

「がん」になったとき
ならないとき
どちらにもそなえられる
しくみがほしい

▼ 「がん」と診断されてからの5年相対生存率

がん患者の5年相対生存率は上昇傾向にあります。

53.2% ▶ **64.1%**
('93~'96) ('09~'11)

※ 日本の地域がん登録に基づく部位別5年相対生存率(1993年~
2011年診断例)
全国がん罹患モニタリング集計 2009-2011年生存率報告(国立研究
開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター,2020)
独立行政法人国立がん研究センターがん研究開発費「地域がん登録
精度向上と活用に関する研究」平成22年度報告書

「がん」と診断され、働きながら長期にわたる入院や
高度の治療が必要になったとき、離職や休業すること
になるかもしれません。経済的なそなえをしておきたい
ですね。

がんばる終身なら、
**がんと診断確定された
場合、一時金を受け取る
ことができます。**

- がんの治療費**
- 働けない間の生活費**

離職や休業によって
収入も減少することが
考えられます。

あなたの状況に応じてお使いいただけるので、
経済的な不安を軽くして治療に専念できます。



そなえるといえればお金
でも、お金をためるって難しい
計画的にお金をためる
しくみがあってほしい

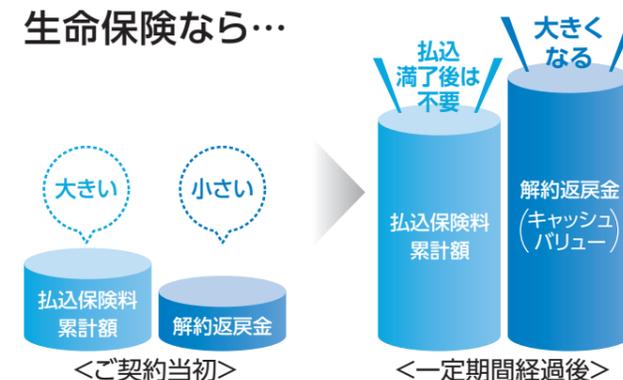
▼ 豊かな老後に必要な生活費

〈月額(平均)〉
37.9万円

※ (公財)生命保険文化センター
「令和4年度 生活保障に関する調査(速報版)」

今や世界有数の長寿国となった日本。リタイア後の
時間もずいぶん長くなりました。そのとき、豊かに
過ごすための準備も始めたいですね。

がんばる終身なら、
**積立で将来に向けた
資産形成が可能です。**



一定期間を経過すると払込保険料累計額を
上回る解約返戻金を期待できます。



「万一」のとき、
家族はどうなるんだろう
「介護」が必要になったとき、
どうすればいいんだろう

▼ 死亡時の遺族の生活に対する不安の有無 自分の介護に対する不安の有無

不安感あり

- 死亡 **62.9%**
- 介護 **88.6%**

※ (公財)生命保険文化センター
「令和4年度 生活保障に関する調査(速報版)」

死亡、医療、老後そして介護。長い人生には、どうしても
避けられない様々な問題があります。ご自身、そして
大切なご家族のためにも、事前にそなえることが大切
です。

がんばる終身なら、
**2倍に増加した保障で
万一や介護のリスクに
そなえることができます。**



1

がんばる終身

しくみ

！ ご注意いただきたい事項について

- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)における解約返戻金額は、PGF生命の定める方法で計算した解約返戻金額を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合(70%)を乗じた金額となります。
- がんの保障については責任開始日からその日を含めて90日間の不担保期間があります。また、保険料払込期間満了後はがんの保障はなくなります。
- がん診断給付金のお支払いは特約の保険期間を通じて1回のみとなります。なお、お支払後も主契約の保障は継続します。

万一の保障が最終的にご契約当初の2倍になる逓増型の終身保険です。特約を付加することで、がんや介護にもそなえることができます。

そなえる

がんと診断確定された場合、一時金を受け取ることができます。*1

ふやす

積立で老後に向けた資産形成ができます。

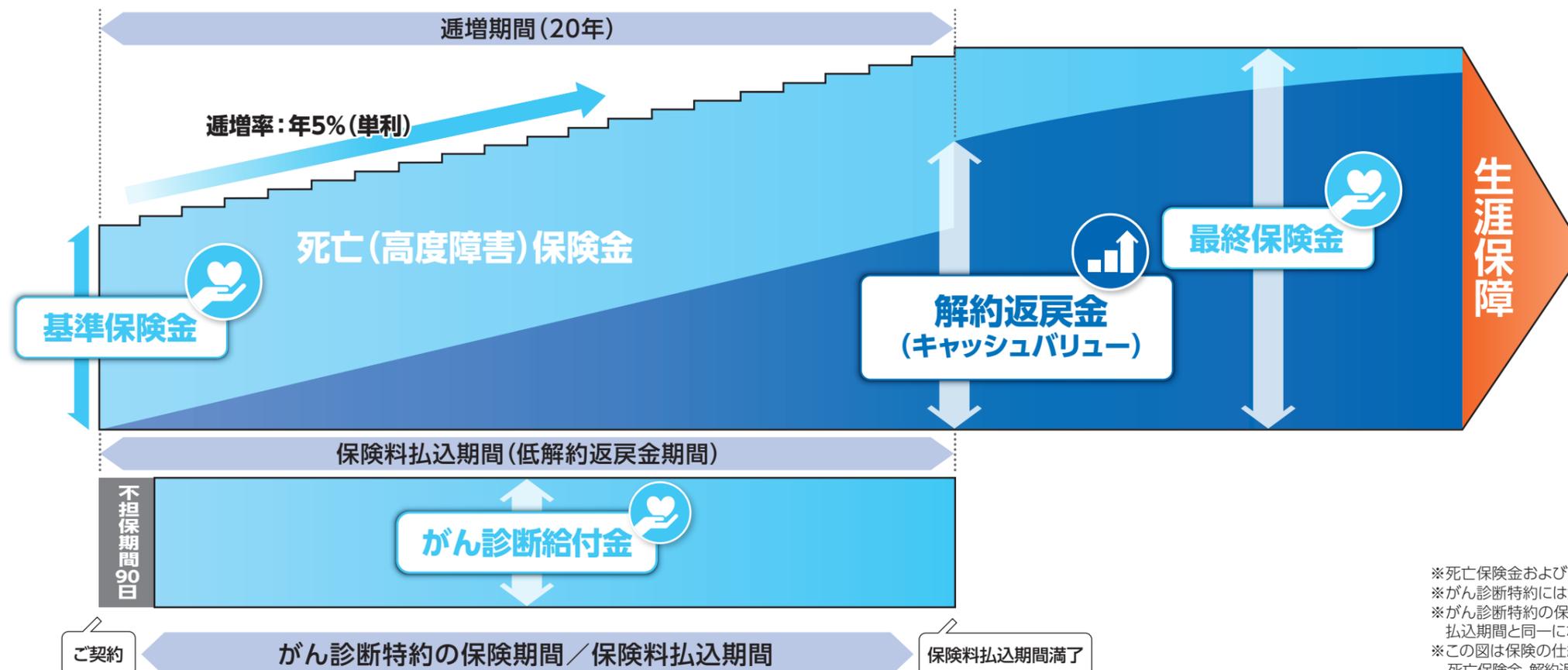
そなえる

2倍に増加した保障で万一や介護のリスクにそなえることができます。*2

*1 「がん診断特約」を付加した場合のお取り扱いとなります。支払事由等について、くわしくは19ページの「がん診断特約」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*2 「介護前払特約」を付加した場合のお取り扱いとなります。支払事由等について、くわしくは22ページの「介護前払特約」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

<イメージ図> がん診断特約を付加、逓増期間20年・逓増率:年5%(単利)の場合



※死亡保険金および高度障害保険金は重複してお支払いしません。
※がん診断特約には解約返戻金はありません。
※がん診断特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一となります。
※この図は保険の仕組みを簡略化して表示したイメージです。
死亡保険金、解約返戻金等はご契約の内容によって異なります。

✓ 毎月の保険料をお得にする方法について

①ご契約の基準保険金額が500万円以上の場合、保険料の**高額割引制度が適用され**、保険料はお安くなります。



②**払込方法をまとめるほど**総払込保険料はお安くなります。まとめるほど割安になります。

✓ 保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から**180日以内に所定の身体障害状態になられたとき**、以後の保険料のお払い込みは免除されます。

5~6ページで、3つのタイプについてご説明します。

2 3つのタイプ

3つのタイプ

! ご注意いただきたい事項について

- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)における解約返戻金額は、PGF生命の定める方法で計算した解約返戻金額を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合(70%)を乗じた金額となります。
- がんの保障については責任開始日からその日を含めて90日間の不担保期間があります。また、保険料払込期間満了後はがんの保障はなくなります。
- がん診断給付金のお支払いは特約の保険期間を通じて1回のみとなります。なお、お支払後も主契約の保障は継続します。

がんばる終身は、あらかじめ保障内容が異なる「基本タイプ」「お手軽タイプ」「充実タイプ」の3つのタイプをご用意しています。ご希望の「そなえ」を選ぶことができます。

各タイプのお取り扱いについて

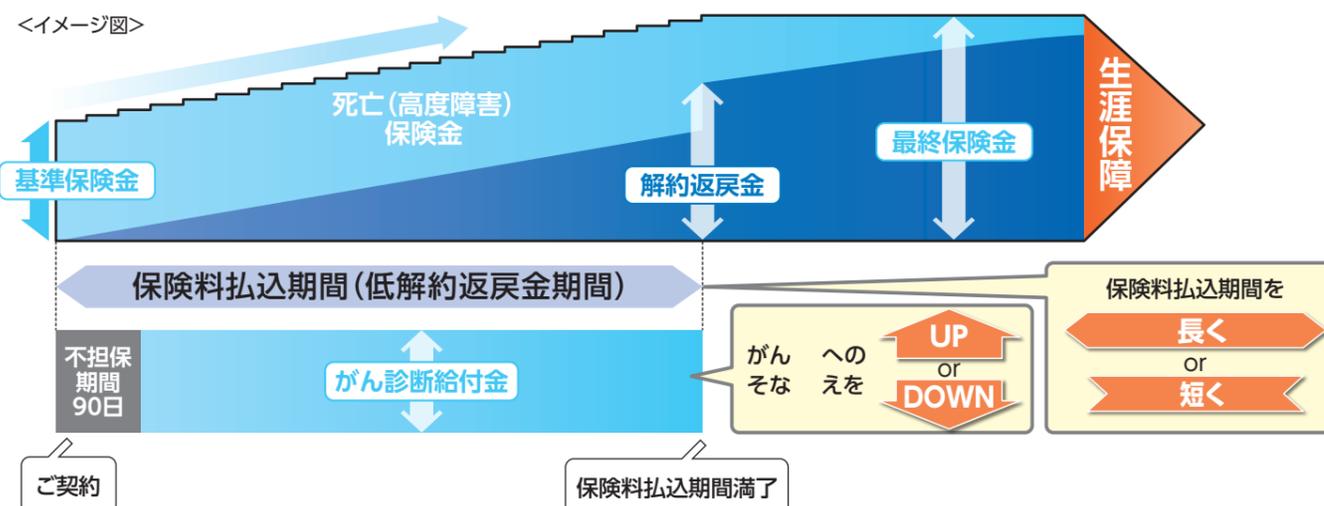
	基本タイプ		お手軽タイプ		充実タイプ	
がん診断給付金額	200万円		100万円		300万円	
契約時の死亡(高度障害)保険金額(基準保険金額)	500万円		250万円		750万円	
遡増期間			20年			
遡増期間経過後の死亡(高度障害)保険金額(最終保険金額)	1,000万円		500万円		1,500万円	
保険料払込期間	60歳まで	65歳まで	60歳まで	65歳まで	60歳まで	65歳まで
被保険者の契約年齢範囲(満年齢)	0~40歳	0~45歳	0~40歳	0~45歳	0~40歳	0~45歳

左記3つのタイプ以外のお取り扱いにつきましても、PGF生命所定の範囲内でご契約をお引き受けすることが可能です。くわしくは下記「[フリープランについて](#)」および24~25ページ「[ご加入条件について](#)」をご覧ください。

がん診断給付金のお支払いは1回のみとなります。なお、お支払後も主契約の保障は継続します。

✓ フリープランについて

上記の3つのタイプ以外にも、がん診断給付金額をふやしたり、逆にがん診断特約を付加しなかったり、また保険料払込期間を自由に設定したり等、**あなたのオリジナルプランを設計**することができるフリープランがあります。



7~8ページで、どのようなときに受け取ることができるかご説明します。

3 受け取る



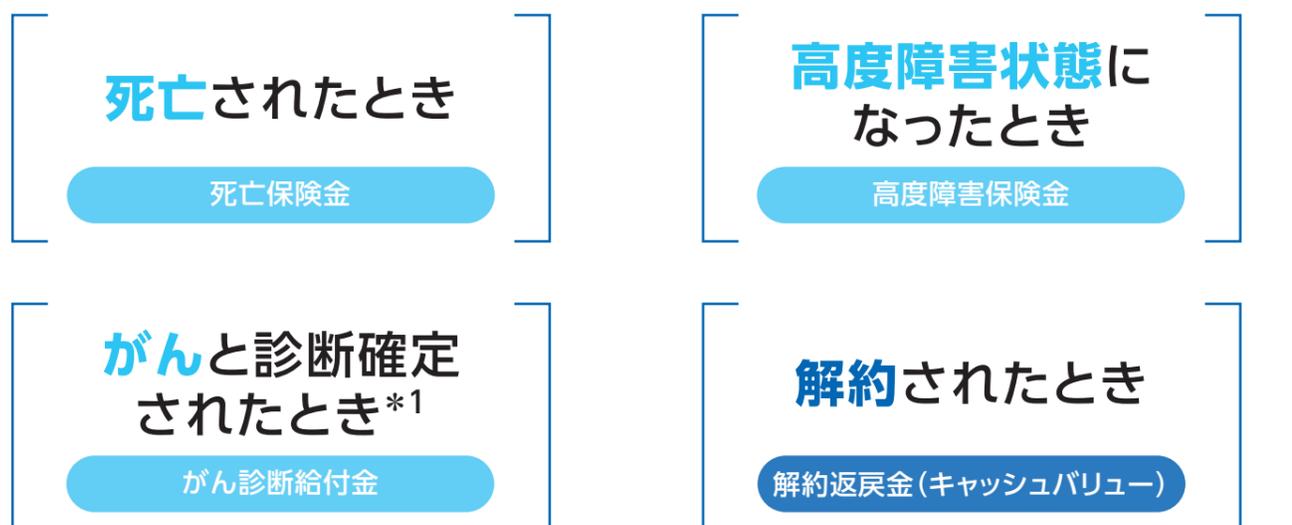
受け取る

！ ご注意いただきたい事項について

- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)における解約返戻金額は、PGF生命の定める方法で計算した解約返戻金額を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合(70%)を乗じた金額となります。
- がんの保障については責任開始日からその日を含めて90日間の不担保期間があります。また、保険料払込期間満了後はがんの保障はなくなります。
- がん診断給付金のお支払いは特約の保険期間を通じて1回のみとなります。なお、お支払後も主契約の保障は継続します。

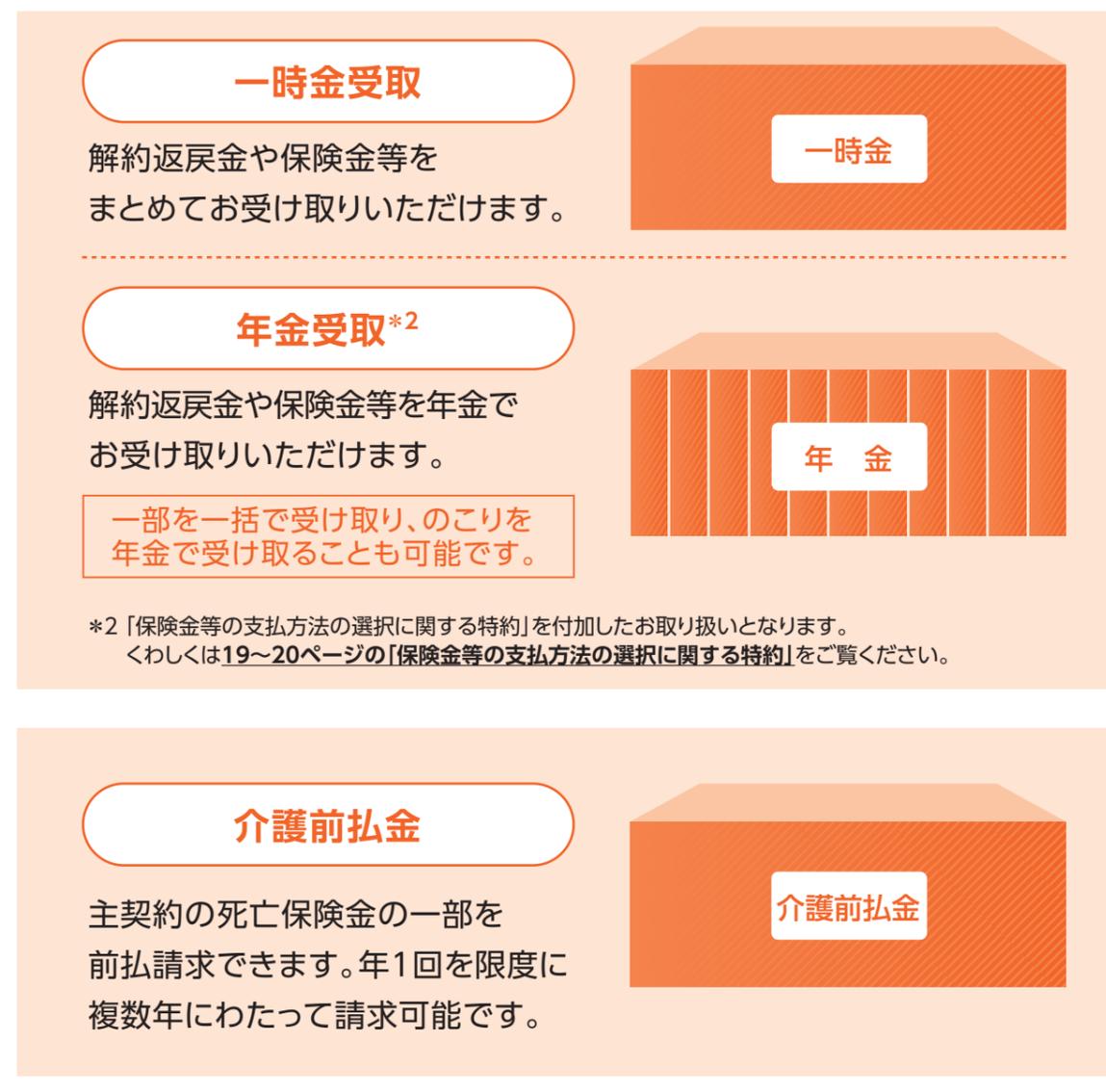
解約返戻金や保険金等を多様な受取方法からお選びいただくこともできます。 どのような時に、どのような形で受け取れるかをご説明します。

どのような時に？



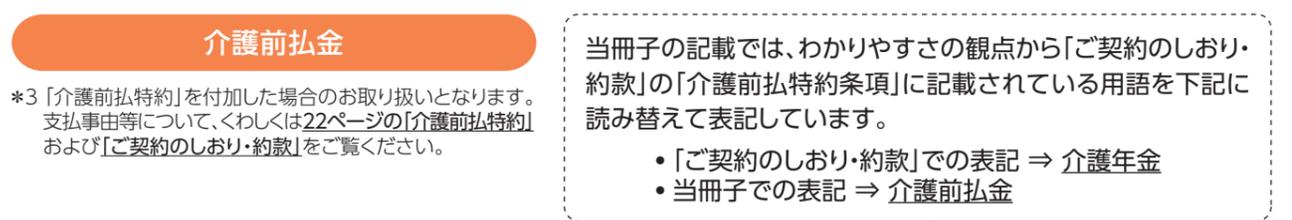
*1 「がん診断特約」を付加した場合のお取り扱いとなります。支払事由等について、くわしくは19ページの「がん診断特約」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

どのような形で？



*2 「保険金等の支払方法の選択に関する特約」を付加したお取り扱いとなります。くわしくは19～20ページの「保険金等の支払方法の選択に関する特約」をご覧ください。

「要介護4」または「要介護5」に認定されているとき*3



*3 「介護前払特約」を付加した場合のお取り扱いとなります。支払事由等について、くわしくは22ページの「介護前払特約」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

✓ 死亡保険金即日支払サービスについて

簡単な手続きで、他の保険契約と通算して最高1,000万円までの保険金等を即日お支払いします(口座送金でのお届けとなります)。葬儀費用等の急な出費に対応できます。

※死亡日が責任開始日から2年未満のご契約、死亡保険金受取人が複数人指定されているご契約等はお取り扱いの対象外となります。死亡保険金即日支払サービスについて、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。

9～10ページで、
この保険を支える「特約」についてご説明します。

4 特約

4

がんばる終身

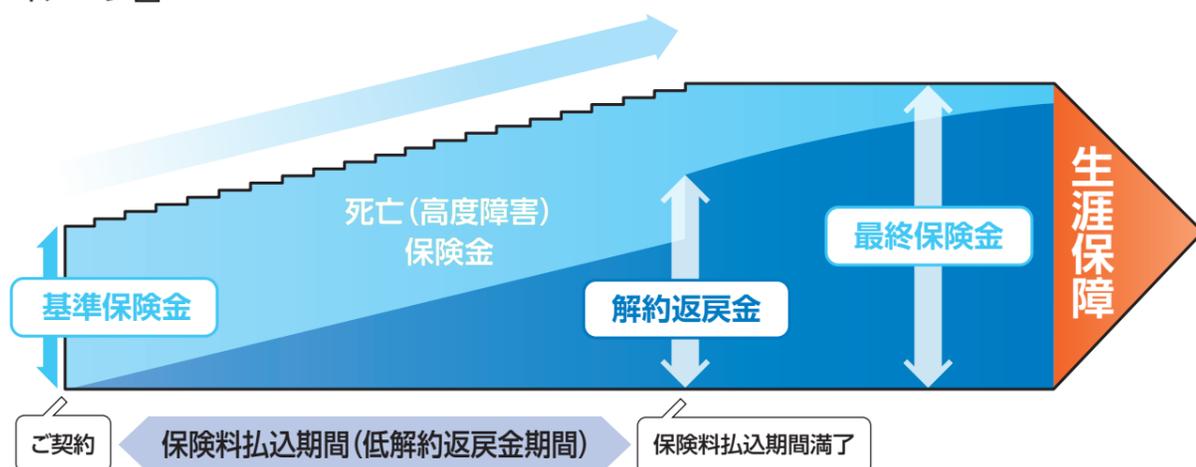
特約

保障と受け取り方のそれぞれを支える特約についてご説明します。

「保障」を支える特約

この保険は、遡増期間中、所定の割合で保険金額が遡増し、万一の保障を終身にわたり確保できる終身保険です。

<イメージ図>



被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、死亡保険金を前払請求することができます。

⇒ リビング・ニーズ特約

保険金を生前にお支払いすることで経済的な負担を軽減し、十分な治療を受けることを目的とした特約です。

被保険者が受取人となる保険金等で請求できない所定の事情がある場合、**代理人が請求**することができます。

⇒ 指定代理請求特約

保険金等を本人が請求できない所定の事情がある場合、ご家族等が本人に代わって請求することができます。

こんなとき! 被保険者本人が余命宣告の告知を医師から受けていないため、請求ができない。 等

被保険者が初めて**がん**と診断確定された場合、**がん診断給付金**を請求することができます。

⇒ がん診断特約

身近な問題として人々の間に定着しつつある「がん」にそなえることができる特約です。がん診断給付金は治療や手術のための費用、一時的な生活費として使うことができます。この特約を付加することで、主契約で万一にそなえたり、セカンドライフの生活資金をたくわえたりしながら、がんのリスクにもそなえることができます。

被保険者が所定の要介護状態になったとき、**保険金の一部を前払請求**することができます。

⇒ 介護前払特約

保険料払込期間が満了し、かつ被保険者年齢が満65歳以上のご契約で、被保険者が公的介護保険制度における「**要介護4または5**」に認定されている場合、主契約の死亡保険金の一部を介護前払金としてご請求できます。

当冊子の記載では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」の「介護前払特約条項」に記載されている用語を下記に読み替えて表記しています。

- 「ご契約のしおり・約款」での表記 ⇒ 介護年金
- 当冊子での表記 ⇒ 介護前払金

「年金」で受け取るための特約

解約返戻金や保険金等のお受取方法の選択肢を拡げることができます。

⇒ 保険金等の支払方法の選択に関する特約

死亡保障だけでなく長生きしたときのリスクに対応することや有意義なセカンドライフを過ごすことを目的とした特約です。年金種類には、一定期間受け取れる確定年金や、生涯にわたって受け取れる保証期間付終身年金等があります。また、お受け取りを据え置くこともできます。

各特約について、くわしくは19～22ページの「**主な特約とその内容について**」をご覧ください。

各種保全のお取り扱いについて

保険料が払えなくなった場合等でも解約することなく保障を継続することができます。

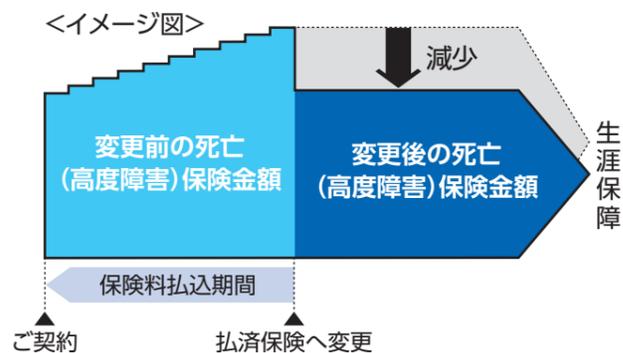
case 1 保険料が払えない場合について

保障は減ってもよいので
保険料の払い込みは中止したい。

払済保険

? 払済保険とは?

- 保険料のお払い込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険金額を一定額とする保険料払込済の終身保険(払済保険)に変更することができます(保険金額は一般的に小さくなります)。なお、変更後の保険金額は一定となり、遡増しません。
- 払済保険へ変更後の解約返戻金額には低解約返戻金割合(70%)の適用はありません。
- 払済保険に変更した日からその日を含めて3年以内であれば、PGF生命の承諾を得て原保険契約へ復旧することができます。



! 保険期間は変わらず
保険金額が小さくなります。

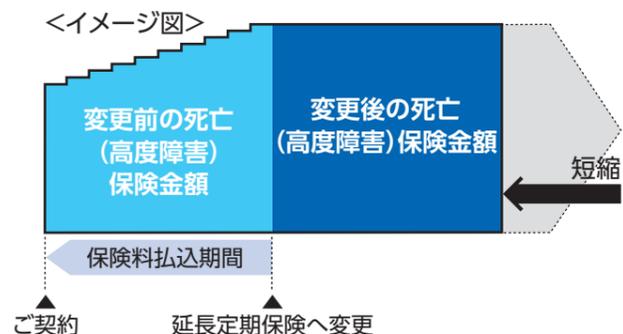
※払済保険変更後の払済保険金額が10万円を下回る場合、払済保険に変更することはできません。
※前納期間中の場合、払済保険への変更のお取り扱いはありません。
※払済保険に変更した場合、がん診断特約はなくなります。

保障は減らしたくないけど
保険料の払い込みは中止したい。

延長定期保険

? 延長定期保険とは?

- 保険料のお払い込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険金額を一定額とする保険料払込済の定期保険(延長定期保険)に変更することができます。なお、変更後の保険金額は一定となり、遡増しません。
- 延長定期保険へ変更後の解約返戻金額には低解約返戻金割合(70%)の適用はありません。
- 延長定期保険に変更した日からその日を含めて3年以内であれば、PGF生命の承諾を得て原保険契約へ復旧することができます。



! 保険金額は変わらず
保険期間が短くなります。

※延長保険期間が1年未満となる場合、延長定期保険に変更することはできません。
※前納期間中の場合、延長定期保険への変更のお取り扱いはありません。
※延長定期保険に変更した場合、がん診断特約、リビング・ニース特約、介護前払特約はなくなります。
※終身保障はなくなります。

その他にも一時的に保険料のお払い込みが困難になったときでも、失効することなく保険を有効に継続させる取り扱いがあります(保険料の自動振替貸付)。

- 保険料のお払い込みのないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約に当社所定の金額以上の解約返戻金があるときは、当社が自動的に保険料をお立て替えいたします。
- お立て替えできる金額は、解約返戻金の範囲内です。
- 自動振替貸付の元金金の返済は、一括返済または分割返済のいずれも可能です。

※あらかじめお申し出がない限り、保険料のお払い込みがないまま猶予期間が過ぎた場合、当社所定の金額以上の解約返戻金があるときは、当社が自動的に保険料をお立て替えいたします。自動振替貸付をご希望にならない場合には、当社コールセンター(0120-56-2269)までお申し出ください。
※保険金や解約返戻金等のお支払い時等には自動振替貸付の元金金を差引清算します。
※失効したご契約については、保険金等をお支払いすることができず、また保険料のお払い込みを免除することができません。
※保険料の自動振替貸付について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」を、猶予期間について、くわしくは30ページの「保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について」をご覧ください。

case 2 お金が必要になった場合について

お金が必要になったけど
保障は続けたい。

契約者貸付 または 減額(一部解約)

? 契約者貸付とは?

- 保険期間中、急に資金が必要になった場合等、解約返戻金額の90%を限度として、契約者貸付をご利用いただけます。貸付金は、PGF生命所定の利率で計算された利息(複利)がかかります。
- ※契約者貸付の元金(保険料の自動振替貸付がある場合はこれを含みます)が解約返戻金額を超えた場合、ご契約は失効します。

? 減額(一部解約)とは?

- 保険期間中、基準保険金額を減額することで解約返戻金を受け取ることができます。
- ※減額する場合、解約返戻金を受け取れますが保障は減少しますのでご注意ください。

case 3 保険料を減らしたい場合について

長期的に考えて
保険料の負担を減らしたい。

減額(一部解約)

? 減額(一部解約)とは?

- 保険料払込期間中、基準保険金額を減額することで保険料のお払込額を少なくすることができます。

ご契約後に活用いただける制度・サービス

指定代理請求制度

高度障害保険金・がん診断特約の給付金等は被保険者が受取人となります。受取人である被保険者ご自身による意思表示が困難であると判断されるようなとき等、**指定代理請求人が被保険者に代わって請求**することができます（代理請求）。

※指定代理請求人の指定範囲について、くわしくは契約概要21ページ「指定代理請求特約」をお読みください。

- 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。
※指定代理請求人の固有の財産にはなりません。
- ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。
※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なることがあります。

PGFあんしん代理請求サービス

各種請求をする方（契約者や受取人等）が認知症等により意思表示が困難であると判断されたとき、所定の書類等の提出により、成年後見人等の選任なしで、**推定相続人*等がご本人に代わって手続き**することができます。

*契約者や受取人等の各種請求をする方が仮に死亡された場合に相続人となる方

ご請求いただける手続きの一例

- 各種保険金等の請求
- 住所変更
- 解約（減額）

- 保険商品やご契約内容によって請求できる手続きは異なります。
- 所定の手続きの際には推定相続人全員および死亡保険金等の受取人全員の連署と、所定の書類が必要になります。
- 指定代理請求制度が利用できる場合、指定代理請求制度が優先されます。
- 受取人変更や契約者変更など一部対象外となる手続きがあります。

死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで**最高1,000万円までお支払い**します。

- 死亡日が責任開始日から2年未満のご契約等、ご契約内容によってはお取り扱いできないことがあります。
- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。

PGFご家族登録サービス 登録ご家族からの照会受付サービス

登録されたご家族であれば、「**ご契約内容のお問い合わせ**」「各種請求書類の契約者宛の送付依頼」「PGF生命マイページのご利用」を行うことができます。

※ただし、各種請求のお手続きは、原則、ご契約者さまご本人に行っていただく必要があります。
※未成年の方を登録ご家族にご指定することはできません。



お問い合わせは…PGFご家族登録サービス専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-1069**

<受付時間> 平日9:00~18:00 / 土曜9:00~17:00 (日・祝日・12/31~1/3等を除く)



ホームページでもご紹介しています

<https://www.pgf-life.co.jp/company/voice/family.html>

PGFご家族登録サービス 検索



PGF生命マイページ

契約者および「PGFご家族登録サービス」に登録されているご家族がパソコン・スマートフォン*から、各種サービスを利用することができます。

*一部のOS・ブラウザからはご利用できません。

	ご契約内容や 解約返戻金のご確認		住所、受取人変更や ご家族登録サービスの 各種手続き
	生命保険料控除証明書や 保険証券等の再発行		ご契約内容のお知らせ等の 各種通知や保険証券を Web上でご確認



新規登録やログイン、サービスの詳細は、ホームページをご確認ください

<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>

PGF生命マイページのご案内 検索



- ご利用には、「PGF生命マイページ」の新規登録が必要です。※法人契約は登録できません。
- 契約者と登録されているご家族でご利用いただけるサービスが異なります。
- ご契約内容やご契約の状態によっては、一部サービスをご利用いただけない場合があります。
くわしくは、当社ホームページでご確認ください。

PGF生命の付帯サービス

契約者・被保険者およびご家族（配偶者・2親等内）がご利用いただけるサービス

無料 介護・健康ほっとライン（提供：株式会社保健同人フロンティア）

■電話相談サービス【24時間365日】

介護や健康に対する不安を、いつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の相談員にご相談いただけます。

相談内容

- 介護相談（日常の介護や認知症への対処方法等）
- 健康相談（予防や症状の悩み等）
- 子育て相談（育児や子供の病気等）
- 医療機関の相談・情報提供
- 専門医による電話相談

■マイドクターサービス

さらに専門的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いただけます。

相談内容

- 専門医の情報提供
- 専門医による電話相談

優待 見守り・セキュリティ紹介サービス（提供：ALSOK）

ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。

- 「HOME ALSOK みまもりサポート」（初回2ヵ月月額利用料無料*）
 - 「まもるっく」（事務手数料無料）
 - 「ホームセキュリティBasic」／「HOME ALSOK Premium」（初回2ヵ月月額利用料無料*）
- * 警備開始日が月中の場合はその月の日割り料金を無料とし、さらに翌月1ヵ月分を無料とします。

※付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。 ※PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。 ※法人は利用対象外です。 ※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。 ※記載の内容は、2022年12月現在のものであり、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。 ※付帯サービスの内容や利用の範囲・方法等について、くわしくはPGF生命ホームページをご確認ください。

ご契約後にPGF生命からお送りする書類

ご契約後



●生命保険証券

保険契約の成立と契約の内容を証明する書類です。保険金の請求等、各種手続きの際に提示（送付）が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

お申し込みから1～2週間後に交付します。

※保険証券の電子化に関する特約を付加している場合はPGF生命マイページにWeb保険証券を掲載します。この場合、保険証券の代わりに通知ハガキを郵送します。

保険期間中



●ご契約内容のお知らせ

ご契約の保障内容についてお知らせします。

毎年10月ごろに郵送します。

※「PGF生命マイページ」でWeb通知か郵送通知のいずれかを選択いただけます。



●生命保険料控除証明書

生命保険料控除の適用を受ける場合に使用する証明書です。

保険料払込期間中、毎年10月ごろに郵送します。

※控除証明書電子交付サービスにお申し込みいただくことで、「マイナポータル」と連携いただけます。

よくあるご質問について

Q1 保障はいつからはじまりますか？

A1

責任開始期です。

責任開始期とは、告知ならびに初回保険料（第1回保険料）相当額のお払い込み（PGF生命への着金）がともに完了したときです。



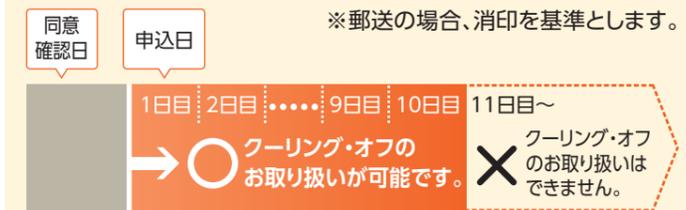
▶くわしくは29ページの「保障を開始する時期（責任開始期）について」をご覧ください。

Q2 クーリング・オフはできますか？

A2

できます。

クーリング・オフ制度の対象となりますので、10日以内であればお申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。



▶くわしくは27～28ページの「お申し込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）について」をご覧ください。

Q3 保険料の払い込みが遅れると、すぐに契約の効力はなくなりますか？

A3

いいえ。

保険料の払込猶予期間がありますので、その期間内にお払い込みいただければご契約は継続します。

※払込猶予期間は払込方法によって異なります。



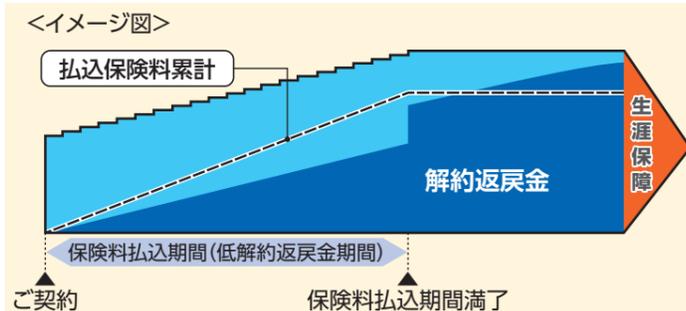
▶くわしくは30ページの「保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について」をご覧ください。

Q4 払い込んだ金額が全額もどってこない場合がありますか？

A4

あります。

多くの場合、解約返戻金は払い込まれた保険料の合計額より少なくなります。また、払込期間中に解約する場合、解約返戻金額が抑制されますのでご注意ください。



契約概要

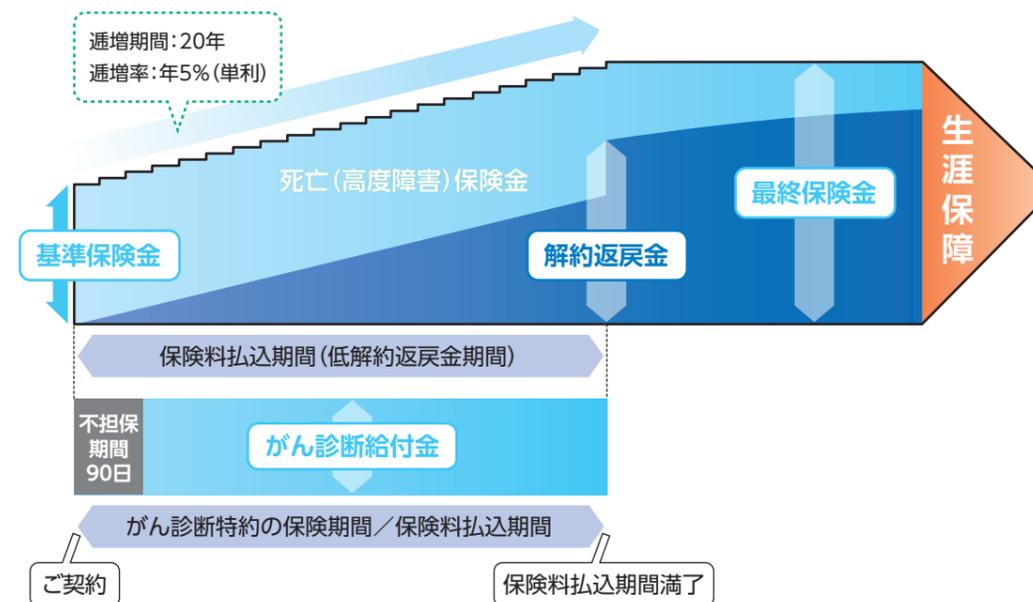
⚠ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、**内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込み**いただきますようお願いいたします。また、お客さまの申込内容については申込書の控をお渡ししますのでご確認をお願いします。
- ✓ 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「**ご契約のしおり・約款**」に記載していますのでご確認ください。

⇒ 商品の特徴

- この保険は**通増期間中、所定の割合で保険金額が通増し、万一の保障を終身にわたり確保できる生命保険**です。

<イメージ図> がん診断特約を付加、通増期間20年(通増率:年5%(単利))の場合



1 | 商品の特徴と仕組みについて

⇒ 保険商品の名称：保険金通増型終身保険(低解約返戻金型)

⇒ 保険の目的

この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめの商品です。

- 契約当初から一定期間、所定の割合で通増する保険金で、一生涯にわたる死亡保障、高度障害保障を確保したい。
- 保険料払込期間中に所定のがんと診断確定されたときにそなえたい(「がん診断特約」を付加した場合)。
- 円建ての保険で一定期間経過後に払込保険料累計額を上回る解約返戻金を確保したい。

2 | 主な保障内容について

	給付名称	支払事由
主契約	死亡保険金*1	被保険者が死亡されたときにお支払いします。
	高度障害保険金*1	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態*2になられたときにお支払いします。
特約	がん診断給付金	責任開始期前になんと診断されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中に初めてがんと診断確定されたときにお支払いします。

*1 お支払いする保険金額は、支払事由に該当した日の保険金額となります(PGF生命が保険金をお支払いする日の金額ではありません)。
 ※主契約の支払事由に該当し、保険金が支払われた場合、主契約、特約ともに保障はなくなります。また、がん診断特約の支払事由に該当し、がん診断給付金が支払われた場合、この特約の保障はなくなります。

<保険料の払込免除について>

被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故*2を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態*2になられたとき、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

*2 所定の高度障害状態・不慮の事故・身体障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

3 | 主な特約とその内容について

➔ がん診断特約

- 責任開始期前にがんと診断されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中に初めてがん*1と診断確定*2された場合、がん診断給付金をお支払いします。

*1 「上皮内がん」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象となりません。支払対象となるがん（悪性新生物）については「ご契約のしおり・約款」別表11をご覧ください。

*2 がんの診断確定は医師または歯科医師の資格を持つ者により、病理組織学的所見（生検）によってなされたものであることが必要となります。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には他の所見による診断確定も認める場合があります。

- がん診断給付金の通算限度額は1被保険者について1,000万円を限度とします。

※責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合は、責任開始期前にがんと診断確定されたものとみなしてがん診断給付金をお支払いしません。

※がん診断給付金のお支払いは、この特約の保険期間を通じて1回のみとなり、お支払いした場合、この特約は消滅します。

※この特約のみ解約することができますが、この特約には解約返戻金はありません。

※被保険者が告知前、または告知のときからがんの保障の責任開始期の前までにがんと診断確定されていたときには、契約者と被保険者がその事実を知っているにかかわらずこの特約は無効となり、がん診断給付金をお支払いすることができません。

➔ 保険金等の支払方法の選択に関する特約

- 保険金の請求時に保険金の受取人からのお申し出により本特約を付加することで、保険金を年金で受け取ることや据え置くことができます。また、解約請求時に契約者からのお申し出により本特約を付加することで、解約返戻金を年金で受け取ることや据え置くことができます。

- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。

- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。

- 解約返戻金を年金で受け取る場合や据え置く場合は、契約日から5年を経過していることを要します。

- 保険金や解約返戻金を据え置く場合、10年を限度に、PGF生命所定の利息*をつけて据え置きます。

*据置利息はPGF生命所定の利率および計算方法で計算され、金利情勢等により見直されることがあります。

※将来お受け取りになる年金額は、年金基金設定時の基礎率（予定利率等）に基づいて計算されます。ただし、最高年金額は3,000万円で、最低年金額は1回あたりの支払額2万円かつ年金月額24万円のお取り扱いとなります。また、3,000万円の限度額のほか、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円以内となる必要があります（将来変更される可能性があります）。

年金のお受取方法について

確定年金（年金支払期間指定型）



年金受取期間 5～70年（5年単位）

- 年金受取人が指定した年金受取期間に応じた年金額をお支払いします。
- 年金受取人が年金受取期間中にお亡くなりになった場合、残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人の取扱年齢範囲は0歳以降、100歳から年金受取期間の年数を控除した年齢まで（90歳限度）となります。

確定年金（年金額指定型）



年金受取期間 指定年金額により定まる期間（5年以上1年単位）

- 年金受取人が指定した年金額をお支払いします。
- 年金受取人が年金受取期間中にお亡くなりになった場合、残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人の取扱年齢範囲は0歳以降、100歳から年金受取期間の年数を控除した年齢まで（90歳限度）となります。

保証期間付終身年金



保証期間 5年・10年・15年・20年

- 年金受取人が生存されている場合、年金をお支払いします。
- 保証期間中に年金受取人がお亡くなりになった場合、保証期間の残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人の取扱年齢範囲は50歳以降、100歳から保証期間の年数を控除した年齢まで（90歳限度）となります。

保証期間付夫婦連生終身年金



保証期間 5年・10年・15年・20年

- 年金受取人およびその配偶者のいずれかが生存されている場合、年金をお支払いします。
- 保証期間中に年金受取人およびその配偶者のいずれもお亡くなりになった場合、保証期間の残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人およびその配偶者の取扱年齢範囲は50歳以降、100歳から保証期間の年数を控除した年齢まで（90歳限度）となります。

➔ リビング・ニーズ特約

- 被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、この特約による前払請求をすることで請求日の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします（被保険者（または指定代理請求人）が指定した金額（指定保険金額）から指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と6ヵ月分の保険料相当額を差し引いてお支払いします）。

- 保険金の最高支払限度額はPGF生命の他のご契約と通算して3,000万円となります（最高支払限度額と通算保険金額は将来変更される可能性があります）。

※死亡保険金の全部をお支払いする場合、以後、ご契約は消滅します。また、一部をお支払いする場合、PGF生命の定めるところにより、以後保険契約はお支払いした保険金額に対応する基準保険金額が減額されたものとしてお取り扱いします。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。

※余命6ヵ月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、PGF生命の医師の見解（場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン）も含めて慎重に判断します。余命6ヵ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6ヵ月以内であることを意味します。

⇒ 指定代理請求特約

- 主契約の被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 主契約の被保険者と契約者が同一人となる場合の保険料の払込免除について、契約者がご請求できない所定の事情がある場合、あらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人は1名とし、以下の範囲内よりご指定いただけます。なお、契約者は被保険者の同意を得て、この範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者の3親等内の親族

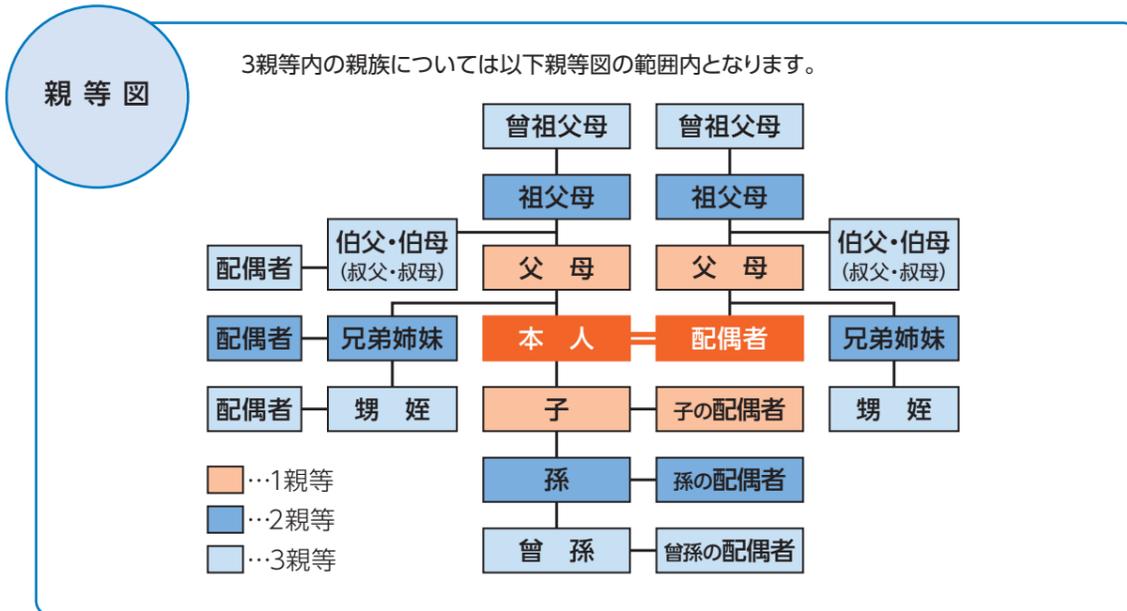
PGF生命が認めた場合、下記の範囲内からも指定することができます。

- ③ 被保険者と同居または生計を一にしている者 ④ 被保険者の財産管理を行っている者
⑤ 死亡保険金受取人 ⑥ ③から⑤と同等の関係にある者

※特約を付加する際、証明のため所定の書類が必要になることがあります。くわしくはPGF生命までお問い合わせください。

- 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。

※ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。
※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なることがあります。



⇒ 介護前払特約

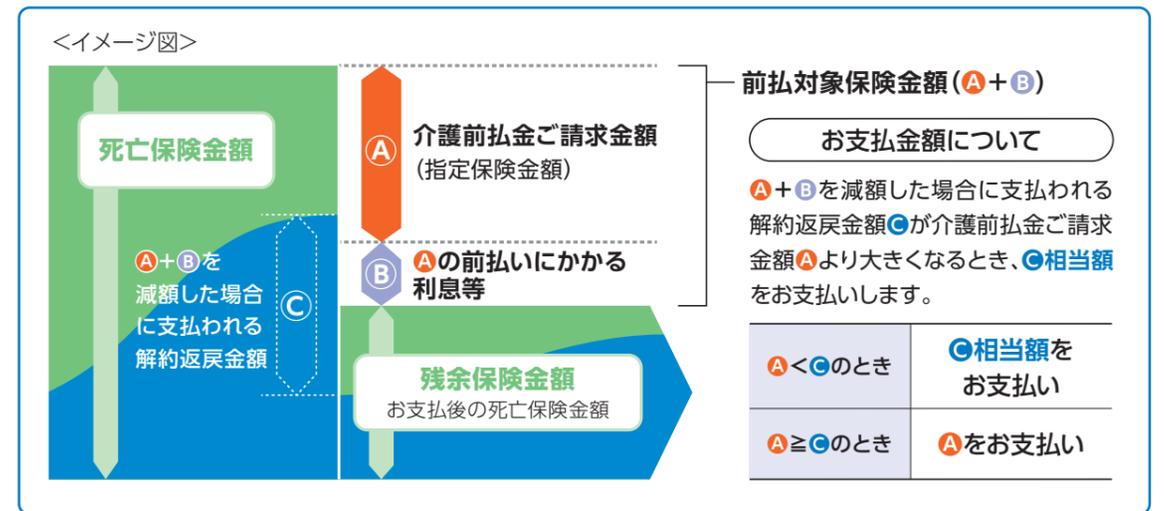
- 主契約の保険料払込期間が満了し、かつ被保険者年齢が満65歳以上であるご契約で、被保険者が公的介護保険制度における「要介護4または要介護5」に認定されている場合、主契約の死亡保険金の一部を介護前払金としてご請求できます。
- 介護前払金をお支払いするとき、「前払いにかかる利息等^{*1}」がかかります。そのため、介護前払金額と残余保険金額の合計額は、介護前払金を請求せず死亡保険金を一括受け取りした場合の受取額より少なくなります。
- 「指定保険金額(ご請求いただいた金額)」または「前払対象保険金額(指定保険金額と前払いにかかる利息等の合計額)を減額した場合に支払われる解約返戻金額」のいずれか大きい金額をお支払いします。
- 本特約による介護前払金額は、10万円を下限とし、支払われた介護前払金額に前払いにかかる利息等を加えた金額が3,000万円^{*2}まで、かつ残余保険金額が10万円以上となるまで指定することができます。
- 介護前払金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。

*1 被保険者の年齢やご契約時の予定利率等を用いて、所定の計算方法により算出します。

*2 3,000万円の限度額その他、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円以内となる必要があります。

※ご請求可能な介護前払金額等について、くわしくはPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

※「ご契約のしおり・約款」の「介護年金」を「介護前払金」と読み替えて記載しています。



公的介護保険の要介護状態の目安

※将来変更される可能性があります。

		身体の状態(例)
要介護	4	(重度の介護を必要とする状態) 食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
	5	(最重度の介護を必要とする状態) 食事や排泄がひとりではできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

※(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)より

4 | 保険料について

保険料払込方法	月払・半年払・年払
保険料払込期間*1*2	10年・15～30年(1年きざみ)・ 17歳・18歳・20歳・22歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳・85歳
保険料払込方法(経路)	<ul style="list-style-type: none"> ●初回保険料(第1回保険料) PGF生命の指定する口座にお振り込みいただきます。 ●2回目以降の保険料 以下の払込方法(経路)よりお払い込みいただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ①口座振替扱いでお払い込みになる方法 <ul style="list-style-type: none"> ・PGF生命が提携している金融機関の口座振替によりお払い込みいただく方法です。口座振替日は金融機関によって異なります。 ②クレジットカードによりお払い込みになる方法 <ul style="list-style-type: none"> ・PGF生命が契約しているクレジットカード会社よりカード決済にてお払い込みいただく方法です。 ・クレジットカードによる保険料のお払い込みをご希望される場合は、クレジットカード会社に対してご利用のカードについての有効性等の確認をさせていただきます(有効性等の確認ができなかった場合にはお取り扱いできない場合があります)。 ・保険料払込方法が月払で、1件あたりの保険料が10万円までのご契約につきご利用いただけます。なお、半年払・年払の保険料、および前納保険料のお払い込みについてはご利用いただけません。
最低保険料*3	月払:3,000円／半年払:18,000円／年払:36,000円

- *1 基本タイプ、お手軽タイプ、充実タイプのいずれかをご選択いただいた場合、保険料払込期間は60歳、65歳のいずれかをご選択いただけます。
- *2 がん診断特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一になります。なお、がん診断特約を付加する場合、保険料払込期間70歳・75歳・80歳・85歳を選択することはできません。
- *3 主契約の保険料とがん診断特約の特約保険料の合算になります。
- ※保険料は契約日を基準にお申込内容・被保険者の性別・満年齢により計算されます。

<高額割引制度について>

ご契約の基準保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料の負担が軽くなります。

<前納について>

- 将来の保険料の全部または一部(月払契約の場合は5回以上となります)を**前もってお払い込みいただくことができます。**
- 保険料を前納いただいた場合、**PGF生命所定の利率で保険料を割引きます。**

- ※ご契約時に将来の保険料の全部を前もってお払い込みいただくことはできません。
- ※前納期間中、解約返戻金や保険金等をお支払いする場合や保険料の払込免除等、保険料のお払い込みを要しなくなった場合を除き、前納保険料の残額の払い戻しはできません。

5 | ご加入条件について

保険期間	終身				
遡増期間	10年(遡増率:年10%(単利))・20年(遡増率:年5%(単利))				
がん診断特約を付加する場合					
年満了の場合			歳満了の場合		
保険料 払込期間	被保険者の契約年齢範囲		保険料 払込期間	被保険者の契約年齢範囲	
	遡増期間10年	遡増期間20年		遡増期間10年	遡増期間20年
10年	0～55歳	取扱不可	17歳	0～7歳	取扱不可
15年	0～50歳		18歳	0～8歳	
16年	0～49歳		20歳	0～10歳	
17年	0～48歳		22歳	0～12歳	0～2歳
18年	0～47歳		55歳	0～45歳	0～35歳
19年	0～46歳		60歳	0～50歳	0～40歳
20年	0～45歳		65歳	0～55歳	0～45歳
21年	0～44歳				
22年	0～43歳				
23年	0～42歳				
24年	0～41歳				
25年	0～40歳				
26年	0～39歳				
27年	0～38歳				
28年	0～37歳				
29年	0～36歳				
30年	0～35歳				

被保険者の
契約年齢範囲(満年齢)

6 | 配当金について

- この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

7 | 解約返戻金について

- 保険期間中、保険契約を解約することができます。解約した場合、解約返戻金をご請求いただくことができます。
- 保険料払込期間中、基準保険金額やがん診断給付金額を減額し、お払い込みいただく保険料を少なくすることができます。基準保険金額やがん診断給付金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、死亡保険金額は減額された基準保険金額と同じ割合で減額されます。なお、減額は基準保険金額が150万円、がん診断給付金額が100万円を下限として10万円単位で取り扱います(将来変更される可能性があります)。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)における解約返戻金額は、PGF生命の定める方法で計算した解約返戻金額を抑制しない場合の金額に、**低解約返戻金割合(70%)を乗じた金額**となります。

被 保 険 者 の 契約年齢範囲(満年齢)	がん診断特約を付加しない場合					
	年満了の場合			歳満了の場合		
	保 険 料 払込期間	被保険者の契約年齢範囲		保 険 料 払込期間	被保険者の契約年齢範囲	
		遡増期間10年	遡増期間20年		遡増期間10年	遡増期間20年
10年	0~55歳	取扱不可	17歳	0~ 7歳	取扱不可	
15年			18歳	0~ 8歳		
16年			20歳	0~10歳		
17年			22歳	0~12歳	0~ 2歳	
18年			55歳	0~45歳	0~35歳	
19年			60歳	0~50歳	0~40歳	
20年	0~55歳	取扱不可	65歳	0~55歳	0~45歳	
21年			70歳		0~50歳	
22年			75歳	0~55歳	0~55歳	
23年			80歳			
24年			85歳			
25年						
26年						
27年						
28年						
29年						
30年						
最低基準保険金額	150万円 (取扱単位:10万円)					
最低がん診断給付金額	100万円* (取扱単位:10万円)					

*がん診断給付金の最高給付金額は1,000万円かつ基準保険金額以下となります。また、がん診断給付金の通算限度額は1被保険者について1,000万円を限度とします。

※契約年齢(被保険者)が満15歳未満の場合、最終保険金額は1,000万円(基準保険金額は500万円)までとなります。なお、他に
ご契約されている保険契約がある場合には、保険金額のお引き受けを制限する場合があります。

※保険金額、保険料等については申込書面または申込書控にてご確認ください。

※上記以外にもご加入に際しては制限があります。

注意喚起情報

⚠️ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に**特にご注意ください事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、**内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み**いただきますようお願いいたします。
- ✓ この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「**ご契約のしおり・約款**」に記載していますのでご確認ください。

■お申し込みの撤回等の方法

- お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法と、電磁的記録による方法があります。

<書面の場合>

「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)、保険料返金先(返金口座)をご記入ください。

お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)お申出書面(封書)の記載見本(例)

切手 10008964
消印有効 10日以内の

PGF生命 行
〒100-8964 東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー
PGF生命 クーリング・オフ担当

私は下記契約の申し込みを撤回します。

氏名 ○○ ○○
住所 ○○県○○市○○町○-○-○
電話番号 ○○○○-○○-○○○○
申込書番号 ○○○○○○○○○○
保険料返金先 ○○銀行 ○○支店
預金種目○○ 口座番号 ○○○○○○
口座名義人 ○○ ○○

●お申し込みの撤回等をする旨の明記
●自署
●申込書控に印字
●すでに保険料を払い込まれた場合
●送付先

<電磁的記録の場合>

PGF生命ホームページの「お問い合わせ」よりお申し出、お手続きください。

ホームページよりお手続きください。
<https://www.pgf-life.co.jp/inquiry/index.html>

- お申し込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

■お申し込みの撤回等のお取扱期限

お申し込みの撤回等の方法	お取扱期限
書面の郵送	10日以内の消印まで有効
書面の直接提出	PGF生命本社で書面を受領した日が10日以内まで有効
電磁的記録	PGF生命が電磁的記録を受信した日が10日以内まで有効

⚠️ 以下の場合、お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)はお取り扱いできません。

- ①PGF生命の指定した医師の診査を受けられた場合
- ②債務履行の担保のための保険契約である場合
- ③既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

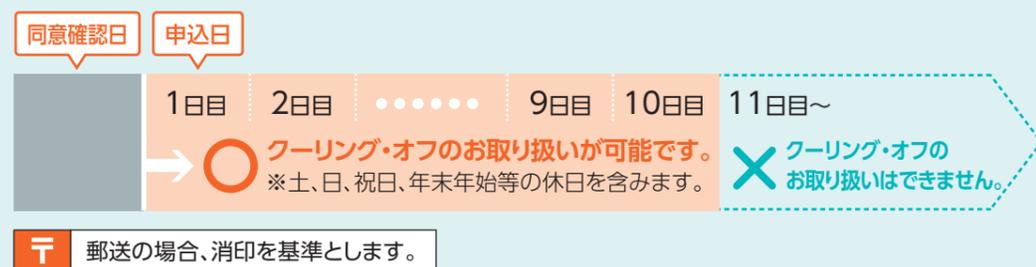
1 お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

■ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

- 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、**申込日**または**本書面についての同意確認日(意向確認書の確認日)**のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)**であれば、書面または電磁的記録によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。

※特別な条件が付き、特別条件承諾書にご署名いただいた場合でも、お申し込みの撤回等ができる期限は上記と同じです。

お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)のながれ



- お申し込みの撤回等をされた場合、PGF生命にお払い込みいただいた保険料の全額をご返金します。

2 告知義務について

■健康状態・職業等をありのままに告知してください。

- 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求めますので、ありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。

■告知書にて告知してください。

- 告知受領権はPGF生命およびPGF生命が指定した医師が有しています。三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は告知受領権がなく、**三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に口頭でお話しただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。**

■告知内容等の確認をさせていただくことがあります。

- ご契約の申込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容、告知内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**

■傷病歴等がある場合、ご契約をお断りさせていただいたり、特別な条件をつけてお引き受けさせていただく場合があります。

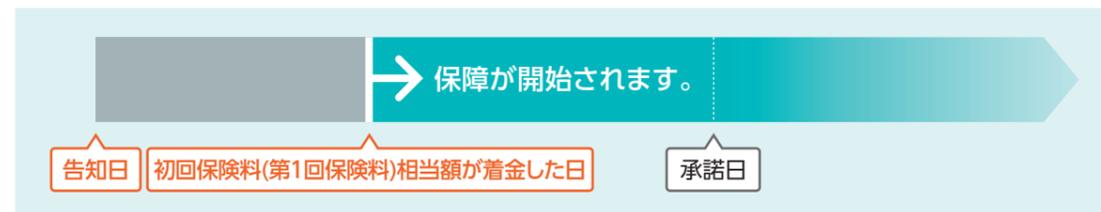
- 傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお引き受けできる場合があります。また、傷病によっては特別な条件をつけずに「無条件」でご契約をお引き受けできる場合があります。

■告知義務違反の場合、ご契約または特約を解除することがあります。

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
- ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返しすることができません。**

3 保障を開始する時期(責任開始期)について

■PGF生命がご契約のお申し込みを承諾した場合には、**初回保険料(第1回保険料)相当額のお支払い(PGF生命への着金)と告知**がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



■お客さまのお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに、契約は成立します。

- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について

■代表的な例として、次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
ただし、ご契約時の告知等によりPGF生命がその疾病について知っていた場合等は、保険金等をお支払いすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合。
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効となった場合。
- 免責事由に該当した場合(責任開始日(最後の復活日、復旧日)から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等)。

➔くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

5 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

■保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。

- 払込期月内にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間*を設けています。
* 猶予期間は次のとおり払込方法によって異なります。

払込方法	払込猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日までとなります。
半年払・年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日(翌々月に契約応当日がない場合、翌々月の末日)までとなります。ただし、払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日となります。

■払込猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約の効力が失われます(失効)。

- ただし、保険料のお払い込みのご都合がつかない場合でも、あらかじめ保険料の自動振替貸付を希望しない旨のお申し出がない限り、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に立て替え、ご契約を有効に継続させます。立替金にはPGF生命所定の利率による利息(複利)が加算されます。

■失効しても所定の期間内であれば失効取消、復活の手続きが可能です。

手続き	手続き可能期間	手続き方法
失効取消	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までとなります。	延滞保険料のお払い込み
復活	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から3年以内となります。	告知(ご契約によっては診査)*と延滞保険料のお払い込み

*健康状態等により復活できない場合があります。

6 解約と解約返戻金について

- 解約されても払込保険料の全額が戻らないことがあります。
 - お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、**解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
 - 解約返戻金は、保険種類、契約年齢(被保険者)、性別、経過年数等によっても異なりますが、**特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
 - この保険は低解約返戻金型の逡増終身保険です。保険料払込期間(低解約返戻金期間)における解約返戻金額は、PGF生命の定める方法で計算した解約返戻金額を抑制しない場合の金額に、低解約返戻金割合(70%)を乗じた金額となります。

7 生命保険契約者保護機構について

- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
 - 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 **TEL 03-3286-2820**

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午/午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

9 預金等との違いについて

- 「がんばる終身」はPGF生命を引受保険会社とする**生命保険**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。**

10 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合、**不利益となる場合があります。**
 - **解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**

➡くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

11 税務のお取り扱いについて

<お払い込みいただく保険料について>

- 1月1日から12月31日までにお払い込みいただいた保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ所得税と住民税の負担が軽減されます。
- 保険料を前納された場合、前納時だけでなく前納期間中も生命保険料控除の対象となります。前納期間中の控除額は前納保険料を前納回数で按分した額となりますので、毎回の保険料額とは相違します。

※前納期間中に保険料のお支払いが免除された場合を除きます。

保険料	対象
主契約	一般生命保険料控除
がん診断特約	介護医療保険料控除

※主契約は、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。

<死亡保険金にかかる税金について>

- 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

- 高度障害保険金、がん診断給付金、リビング・ニーズ特約、および介護前払特約による保険金等は受取人が、主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税となります。

<解約返戻金にかかる税金について>

解約された場合、解約返戻金と既払込保険料等の差額が所得税(一時所得)と住民税の対象となります。

一時所得について

年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ [\text{収入} - \text{必要経費}] - \text{特別控除} \} \times 1/2$$

(払込保険料等) (50万円)

2022年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務取り扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

12 保険金等のご請求について

■保険金等の支払事由が生じた場合、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

保険金請求専用ダイヤル 通話料
無料 0120-56-4861

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性がと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、すみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)までご連絡ください。

■支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。

■保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はおご連絡ください。

■被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。

- 指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

13 お問い合わせ窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

PGF生命コールセンター 通話料
無料 0120-56-2269

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<https://www.pgf-life.co.jp/>)に掲載していますのでご覧くださいか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

14 その他ご確認いただきたい事項について

■保険金等のお支払いや保険料の払込免除のご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。

■契約年齢(被保険者)、性別、保険期間、保険料払込期間等によっては、死亡保険金の額が、お払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合となります場合があります。

■被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

個人情報のお取り扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取り扱いについてまとめたものです。下記の**明示事項および同意事項**をご確認のうえお申し込みください。

※個人情報のお取り扱いに関する詳細は、当社ホームページの個人情報保護方針(<https://www.pgf-life.co.jp/privacy/index.html>)をご確認ください。

✓ 本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します 明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

✓ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します 同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含まれます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

✓ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します 同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

✓ 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります 同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申し込みくださいますようお願い致します。

✓ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります 同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

✓ 個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります 同意事項

勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。

✓ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します 同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

✓ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」)とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

✓ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

PGF生命について



PGF生命は世界最大級の金融サービス機関

「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャンネル専業会社として、2010年より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。

*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。

■日本におけるプルデンシャル・グループのご紹介



本社 プルデンシャルタワー
(東京 永田町)

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

はじめりは、プルデンシャルでした。

1989年当時、ロナルド・バーバロ(米国プルデンシャル元社長)は、エイズ患者に対するボランティア活動に打ち込んでいました。訪問先のホスピスで余命いくばくもない患者を前に、何か自分にできることはないかと尋ねると、その患者からは、「私に尊厳ある最期を迎えさせてほしい」という答えが返ってきました。彼には、治療にかかった高額な医療費などの借金がありました。生命保険には加入していましたが、保険金は亡くなるまで受け取れません。バーバロはいずれ支払われる保険金であれば、生きているうちに前払いできないか、生命保険には100年以上の歴史があるが、その制度を少し変えてもいいのではないかと考え、社内や行政当局を説得して、「リビング・ニーズ特約」を実現しました。

保険金を受け取ることで、その患者は借金を返済し、クリスマスはプレゼントを買って、故郷で家族と一緒に過ごすことができました。そして最後まで自分で身の回りのことができるように洗濯機を購入し、余った分を教会に寄付しました。その患者は「私は今、とても平和で満ち足りた気持ちです。ありがとう。」といました。

この想いをPGF生命は受け継ぎ、
お客さまの必要とする商品とサービスを提供し続けます。



「ご契約のしおり・約款(Web約款)」のご案内

— 保険金通増型終身保険(低解約返戻金型) —

PGF生命では、お客さまの利便性の向上のため、「ご契約のしおり・約款(Web約款)*」をおすすめしています。

*Web約款とは、PGF生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容に関する取り決めを記載したものになります。



- いつでもホームページからパソコン・スマートフォンで閲覧・ダウンロードができます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます
- 文字を拡大して閲覧ができます

こちらから簡単にアクセス



URL

<https://www.pgf-life.co.jp/webby/1431.html>

URLや検索からアクセス

①PGF生命のホームページへアクセスしてください。

<https://www.pgf-life.co.jp/>



②トップページのWeb約款番号入力欄に「Web約款番号」を入力し、 をクリックしてください。

Web約款番号

※この商品のWeb約款番号は **1431** です。

---- 「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは -----

お申し込み時に、申込書にて「冊子を希望」を選択してください。後日、契約者さまへ「ご契約のしおり・約款」の冊子をお送りいたします。

※お申し込み時に「冊子を希望」の選択がない場合は「ご契約のしおり・約款」の冊子は送付されません。

お申し込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、PGF生命コールセンターへお申し出ください。



「生命保険証券(Web保険証券)」のご案内

PGF生命では、お客さまの利便性の向上のため、「生命保険証券(Web保険証券)*」をおすすめしています。お申し込み時に保険証券の電子化に関する特約を付加された場合にこのサービスをご利用いただけます。

*Web保険証券とは、PGF生命マイページにて閲覧・ダウンロードいただける「生命保険証券」です。

*以下の場合には保険証券の電子化に関する特約は消滅し、書面での生命保険証券をお届けします。

- ・保険契約者が変更された場合
- ・PGF生命マイページの登録を解除された場合

*保険証券の電子化に関する特約は、お申し込み時点における当社所定の範囲内での取り扱いとなります。



- ご契約の成立後にお申し込み時に登録いただいたe-mailアドレスにPGF生命マイページへの登録をご案内します
- いつでもPGF生命マイページからパソコン・スマートフォンで閲覧・ダウンロードができます
- 文字を拡大して閲覧ができます



「PGF生命マイページのご案内」はこちらからご確認ください。

<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>



PGF生命のホームページからも新規登録ページやログインページにアクセスできます。

PGF生命

各種手続きやご契約内容のご照会等はPGF生命コールセンターへお問い合わせください。



お問い合わせ窓口:PGF生命コールセンター

通話料無料 **0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)